

○ 枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく公共・公益施設整備に係る基準の一部改正について

令和4年10月4日付けで、以下のとおり改正しています。

改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第2 道路等に関する事項に係る基準</p> <p>3 道路の整備や配置に関するその他の基準</p> <p>(7) <u>都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う場合に築造する道路</u>については、<u>災害の防止や安全で快適な通行空間の確保のために、道路法施行規則に規定する技術上困難である場合を除き、無電柱化を行うものとする。</u></p>	<p>第2 道路等に関する事項に係る基準</p> <p>3 道路の整備や配置に関するその他の基準</p> <p>(7) <u>一定規模の新規開発事業（0.5ha以上）を行う場合に築造する道路</u>については、<u>安全で快適な通行空間の確保のために、できうる限り電柱や架空電線類を無くし、電線類の地中化に努めるものとする。</u></p>